

## 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件

### ○環境省告示第六十四号（令和六年十月三十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物を定める件（平成十五年十一月環境省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。 一～十四（略） <u>十五</u> 廃移動用小型車（道路交通法第二条第一項第十一号の三に規定する移動用小型車が一般廃棄物となったものをいう。） <u>十六</u> 廃身体障害者用の車（道路交適法第二条第一項第十一号の四に規定する身体障害者用の車（原動機を用いるものに限る。）が <u>十七</u> 廃遠隔操作型小型車（道路交通法第二条第一項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車が一般廃棄物となったものをいう。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。 一～十四（略） (新規) (新規) (新規)